

J Rサービック労「申」第12号

2024年11月25日

株式会社関西新幹線サービック

代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合

執行委員長 柳楽 関

2024年度年末手当及び大阪・関西万博に対する

一時金の回答に対する再申し入れ

11月22日、会社は2024年年末手当及び大阪・関西万博に対する一時金の支給について回答したが、その内容はJ S労の要求と大きくかけ離れたものでありとても容認できるものではない。しかも、大阪・関西万博に対する一時金の要求については、組合が回答をするよう抗議するまで何らの見解も示さないという組合軽視の姿勢であった。ここに改めて抗議すると共に、下記の通り再申し入れを行うので早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

#### 記

1. 今次年末手当の回答を撤回しJ S労の要求通り、社員、継続社員、契約社員 の年末手当は、基準月額の3.5箇月とすること。
2. パート社員の年末手当は、一律10万円とすること。
3. 大阪・関西万博に対する一時金は、2025年4月から開催期間中一律月額2万円を支給すること。

以上